

「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」開催要綱(案)

1 背景・目的

政府は「未来志向型の取引慣行に向けて」において、中小企業の支払手段の適正化をテーマに掲げ、約束手形の現金払化等に取り組んできた。その結果、下請企業に対する現金支払いの割合は全体として増加するなど、着実な改善がみられているところである。他方で、手形サイトの短縮化や、現金化にかかる割引料等のコストの上乗せなどについては、なお課題として残されている。

そこで、これまでの取組の進捗を確認するとともに、約束手形をはじめとする支払手段の更なる適正化を進めるため、下記の課題等について検討するため、本検討会を設置する。

2 名称

本会議は、「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」と称する。

3 検討事項

- (1) 約束手形の「更なる現金化」に向けたアクション
- (2) 手形サイトの長さ
- (3) 手形の割引料の負担
- (4) 新しい決済手段の利便性とコスト

4 構成及び運営

- (1) 本会議の構成員等は、資料3のとおりとする。
- (2) 本会議には、座長を置く。
- (3) 座長は、本会議を招集し、運営する。
- (4) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (5) その他、本会議の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 その他

本会議の庶務は、中小企業庁がこれを行うものとする。